

## 議案第133号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を次のように改める。

(12) 廃棄物処理作業手当

第5条中第1項を次のように改める。

汚水内作業手当は、建設局に所属する職員が、道路の排水施設、下水道若しくは公園内に設置された便所の排水施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行うときに限る。）に支給する。

第15条の見出しを「(廃棄物処理作業手当)」に改め、同条第1項中「廃棄物等処理作業手当」を「廃棄物処理作業手当」に改め、「又は本市が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業若しくはその監督の業務」、「その他人事委員会規則で定めるもの」及び「(第5条第1項第1号の規定の適用を受けるときを除く。)」を削り、同条第2項中「又は業務」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

汚水内作業手当及び廃棄物等処理作業手当の支給対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 職員の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(手当の種類)

第3条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)-(11) 省 略

(12) 廃棄物等処理作業手当  
**廃棄物処理作業手当**

(13) 省 略

(汚水内作業手当)

第5条 汚水内作業手当は、次に掲げる場合（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行う場合に限る。）に支給する。

(1) 環境局に所属する職員が、本市が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき

(2) 建設局に所属する職員が、道路の排水施設、下水道若しくは公園内に設置された便所の排水施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき

汚水内作業手当は、建設局に所属する職員が、道路の排水施設、下水道若しくは公園内に設置された便所の排水施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、人事委員会規則で定めるものに従事したとき（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行うときに限る。）に支給する。

2 省 略

(廃棄物等処理作業手当)  
**廃棄物処理作業手当**

第15条 廃棄物等処理作業手当は、環境局に所属する職員が、廃棄物の検査作業又は本市が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業若しくはその監督の業務（廃棄物を直接取り扱うもの  
その他人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したとき（第5条第1項第1号の規定の適用を受けるときを除く。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、720円とする。